

受給中の求職活動要件が変更となります。

これまで（令和2年4月30日～12月31日まで）

- ・ハローワークへの登録不要
- ・受給中は毎月「求職活動状況報告書」を生活自立相談よりそいへ提出。



令和3年1月1日以降

【新規・延長・再延長（1～9か月目）の方】

イ）離職・廃業を理由に受給開始する方、受給中の方

- ①ハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活自立相談よりそいとの面談（※別紙「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能）
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談（※別紙「職業相談票」の提出が必要）
- ⑤週に1回以上の企業等への応募。面接の実施（※別紙「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入、提出が必要）

ロ）休業等、就労機会減少を理由に受給開始する方、受給中の方

- ①月に1回以上の生活自立相談よりそいとの面談（※別紙「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能）
- ②生活自立相談よりそいの支援方針に応じた活動を行うこと

【再々延長（10～12か月目）の方】

イ）全ての方

- ①ハローワークへの求職申込
- ②常用就職を目指す就職活動を行うこと
- ③月に1回以上の生活自立相談よりそいとの面談（※別紙「求職活動等状況報告書」の郵送及び電話での報告も可能）
- ④月に2回のハローワークにおける職業相談（※別紙「職業相談票」の提出が必要）
- ⑤週に1回以上の企業等への応募。面接の実施（※毎月、別紙「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に記入、提出が必要）

※受給中の求職活動を怠った場合、支給が中止となることがあります。